

雲南市電気自動車用充電設備等導入事業
公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準

1. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領

雲南市電気自動車用充電設備等導入事業 公募型プロポーザル仕様書の内容を理解したうえで、以下の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

- ① 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。また、同様な事業の実績を示すこと。
- ② 事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう電気自動車用充電設備（以下「EV充電設備」という。）等の規模を提案するものとし、その整備方針、方法等を示すこと。
- ③ EV充電設備等は、日本国内に本社を有する企業が製造する製品を使用することを優先するものとし、その製造会社名等を示すこと。
- ④ 本事業の期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとし、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。
- ⑤ 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、市と協議の上、事業者が決定することとし、利用料金形態、EV充電設備の利用方法を示すこと。
- ⑥ 事業者は、EV充電設備の利用により生じた電気料金を負担するため、電気料金の負担の方法等を示すこと。なお、市がEV充電設備の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなすこと。
- ⑦ EV充電設備の整備にあたり、地域経済への還元のため可能な範囲で市内事業者を活用すること。また、市へ還元する提案があれば示すこと。
- ⑧ 脱炭素施策を推進すると同時に災害時のレジリエンス強化を図るため、電気自動車又はEV充電設備を災害時のレジリエンスの強化に資する使用について提案があれば積極的に提案すること。
- ⑨ 脱炭素社会実現について広く市民に対して普及啓発を図るため、これに資する提案があれば積極的に提案すること。
- ⑩ その他当該事業の目的に資する提案があれば積極的に提案すること。

2. 審査基準

審査は、参加申請書により参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、企画提案書の内容について「雲南市電気自動車用充電設備等導入事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により書面審査を行う。なお、書面による審査が困難な場合又は疑義が生じたときは、審査委員会から事業者に対して問い合わせることもあることから、事業者はこれに協力するものとする。

評価は、評価結果を数値化する採点方式を採用し、各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

(1) 最優秀提案者の選定方法

各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。ただし、最優秀提案者の選定要件として、総合評価点が50点以上であることとする。また、本プロポーザルへの参加を表明した事業者が1社の場合であっても審査委員会による審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その事業者を最優秀提案者に選定する。

総合評価点が最も高い者が2人以上あるとき（同点のとき）は、審査委員会委員の多数決により優先提案者を決定する。

(2) 評価の方法

評価は、以下の手順で行う。なお、各評価点の算出にあたっては、小数点第一位までを有効とし、小数点第二位以下を切捨てる。

(3) 審査項目の評価視点及び配点

審査項目は、「1. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領」に従い、「別表1」の「審査項目の評価の視点・配点」のとおりとする。

(2) 評価基準

企画提案書の各審査項目は、次の評価基準に応じて付与点を採点する。

評価基準	付与点	(例) 配分10点の場合
特に優れた提案である	配分点×1.0	10×1.0=10点
優れた提案である	配分点×0.8	10×0.8=8点
想定した程度の提案である	配分点×0.5	10×0.5=5点
想定を下回る提案である	配分点×0.2	10×0.2=2点
要件を満たしていない	0	0点

(3) 総合評価点

(2) の評価基準（配分100点）について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を委員数で除した点数を「総合評価点」とする。

総合評価点 = 各委員の合計点数 ÷ 委員人数（小数点第二位以下切捨）

別表1 審査項目の評価の視点・配点

審査項目※	評価の視点	配分
事業スケジュール・充電設備の整備など (①②③)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実現可能性はあるか。 ・受電設備の変圧器容量、契約容量を考慮した設計となると見込まれるか。 ・建物や既存の系統・配管等に損傷を与えない施工方法であると見込まれるか。 ・施設来訪者の安全や利便を確保し、充電設備と車が接触しづらい設計であると見込まれるか。 ・充電設備は、国内製造会社のものか。 	30点
維持管理及び緊急時の対応 (④)	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとなっているか。 ・充電設備の予約状況や過去の利用履歴など、施設側で確認及び管理できる仕様になっているか。 ・設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。 ・トラブルが発生した場合の体制が整えられているか。 ・災害や事故発生時の対応について、市に過度の負担を与えないものとなっているか。 	20点
利用料金及び利用の方法、電気料金の還元 (⑤⑥)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利用料金は明快で廉価なものか。 ・市民が利用しやすい仕様となっているか。 ・電気料金の還元の金額及び方法は明快か。 	20点
地域経済への還元、レジリエンスへの対応、市民に対する啓発 (⑦⑧⑨⑩)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の活用方針はあるか。 ・市への経済還元の提案はありか。 ・充電設備について、災害時のレジリエンスに資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。 ・脱炭素社会実現に関する普及啓発に資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。 ・その他優れた提案はあるか。 	30点
合計		100点

※審査項目の番号は、「1. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領」の番号と関連